

いつも大変お世話になり、誠にありがとうございます。

今月号は、来年予定されている消費税増税（8%→10%）について、私の考えを申し述べます。

消費税増税については賛否両論ありますが、今とくに重要なのは、景気との関係ではないでしょうか。社会保障を支えるために、国民の負担を引き上げることは理解できても、「飯のタネ」がなくなっては困ります。また、景気が悪化してしまえば、肝心の税収も減って、本末転倒になってしまうのではないか。こうした心配の声は、私の元にも届いています。

これらは当然の心配だと思います。

もっといえば、**もともと消費税の法律には、「景気条項」といった景気に配慮する条文が入っていたのです。**これは、2012年の6月に民主党、自民党、公明党で形成された「三党合意」でも確認されています。

つまり、増税するかどうかは、**景気状況を総合的に判断した上で、増税の停止を含め必要な政策を行う、ということ**です。

そして、その判断のためには、**経済成長率や物価の水準**など、さまざまな経済指標を確認しなければいけないという内容です。

安倍総理は、一昨年前の解散総選挙の際に、まさにこの「景気条項」に基づいて10%への引き上げを18ヶ月延期しました。ところが、問題は、その代わりに、この「景気条項」を法律から削除してしまったのです。そして、その後、国会答弁でも「リーマンショックや大震災級の重大な事態にならなければ、予定通り消費税を引き上げる」と説明してきたのです。

これは大いに矛盾しています。一昨年前の選挙前は、「増税したら、景気が腰折れになって税収が減る」として、延期をしておきながら、今後については、景気が悪くても増税するということでは、**消費税と景気の方針がアベコベではないでしょうか。**

総理は確約しているからしょうがないかもしれませんが。しかし、野党としては、**やはり、もともとの法律に示されていた方針に基づいて、景気状況をよくよく見極めた上で、増税するかどうかを判断すべきだと考えます。**